

# 役員選挙規程

昭和61年10月24日 制定  
平成25年4月6日 一部改定  
平成25年5月19日 制定  
平成27年1月24日 一部改定  
平成31年1月12日 一部改定

## (目的)

第1条 この規程は、定款第22条、第23条にある役員を選出を民主的かつ能率よく行う目的で定める。

## (選挙管理委員会)

第2条 総会は、民主的かつ能率よく役員選出を行うために、選挙管理委員会（以下「選管」という）を設ける。

## (委員長選出)

第3条 選管は、各地区ごと1名の委員を選出して構成し、互選によって委員長を選出する。  
2 任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。  
3 役員およびその選挙の立候補者は、選管委員になることはできない。

## (業務)

第4条 選管は、総会の付託に基づいて中立の立場を堅持し、次の業務を行う。  
(1)役員選出方法を協議し、その結果を該当者に告知し選挙をする  
(2)役員の候補者の受理、資格審査および候補者氏名の発表  
(3)投票および開票の管理と、票の有効と無効の判定  
(4)総会に選挙の結果を報告する  
(5)第2項、第3項の異議の申し立ての受理、審査および判定  
(6)その他選挙管理に必要な事項

## (選出方法)

第5条 理事および監事は、次の方法によって選出する。  
(1)総会出席会員の投票  
(2)理事会の議決提案による信任  
(3)選管が各地区ごとに1名の委員を任命して構成する推薦委員会の提案による信任。ただし、この場合の推薦委員会の任命については、議運と協議しなければならないこととする。

## (立候補)

第6条 理事および監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は、選管の示す日時までに、選管まで届け出なければならない。ただし、立候補または推薦するに当たっては、本会会員3名以上5名以下の推薦を要する。

2 前項の届けを受理するために、選管はあらかじめ受付け期間および場所を発表しなければならない。

(投票)

第7条 第5条の規定にかかわらず、選挙は立候補届けのあった者について総会で無記名投票を行い選出する。

2 投票の方法は、理事、監事とも定数以内の連記とする。ただし、委任状による代理投票は認めない。

(当選)

第8条 当選者は、それぞれ有効得票数を得た者から高点順に定める。

(有効票)

第9条 有効得票数は有効投票数の10分の1とし、これに達しない場合は落選とする。

(信任投票)

第10条 候補者が役員定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。ただし、この場合は信任投票によって、有効投票の過半数の信任を得なければならない。

第11条 選挙権および被選挙権は、総会開催までに前年度までの会費を完納している正会員に与えられる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1. この規程は、昭和61年10月24日に制定する。
2. この規程は、平成25年4月6日に一部改定する。
3. この規程は、平成25年5月19日に制定する。
4. この規程は、平成27年1月24日に一部改定する。
5. この規程は、平成31年1月12日に一部改定する。